

「給付奨学金継続願」の提出手続きについて

重 要 (入 力)

はじめに

- ◆ 給付奨学生は、**毎年1回**、次年度も継続して給付奨学金を希望することについて、願い出る必要があります。これを「給付奨学金継続願」の提出（入力）手続きといいます。
- ◆ 提出（入力）が確認できない場合は、平成31年4月から給付奨学金の振込みが止まり、給付奨学生の資格を失うことになります。**必ず学校の定めた期間内に提出（入力）してください。**
- ◆ 学校は、給付奨学生の学修状況や生活状況から、引き続き給付奨学生としての適格性を有しているか否か等を認定し、機構に報告します。機構は、学校からの報告に基づき、学業成績等に依りて給付奨学金の継続等にかかる必要な措置をとります。この認定を「適格認定」といいます。
- ◆ 適格認定の結果によっては、**給付奨学金の支給が廃止（打ち切り）や停止**となります。状況によっては、受給済みの給付奨学金について返還が必要となる場合があります。（詳細は、4ページの表を参照）

手続きの流れ

(1) スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）で「給付額通知」の内容を確認

スカラPSから給付奨学金の受給状況を確認してください。

「給付奨学金継続願」はスカラPSを経由して提出（入力）しますので、スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。

◆スカラPSの登録について⇒<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

(2) 「給付奨学金継続願」の提出（入力）準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、「**入力準備用紙**」（2～3ページ）を作成してください。

また、以下の書類を用意してから、入力を開始してください（詳細は、4ページ参照）。

※ 社会的養護を必要とする人は、書類の用意は不要です。

- ① 家計を支えている人（父母ともにいる場合は両方）の平成30年度（平成29年分）住民税（非）課税証明書
- ② 自宅外通学に関する証明書類（必要書類は、学校に確認してください。）

(3) スカラPSより「給付奨学金継続願」を提出（入力）

(2) を手元に用意して、パソコン（※）からスカラPSにログインして入力します。

※ **スマートフォンやタブレット端末**には対応していませんので、インターネット環境があるパソコンを利用できない方は、早めに学校に相談してください。

提出（入力）開始	平成 <u>30</u> 年 <u>12</u> 月 <u>14</u> 日から（※）
提出（入力）締切	平成 31 年 <u>1</u> 月 <u>20</u> 日まで（※）
入 力 時 間	8：00～25：00

事前に学校に確認のうえ、日付を記入してください。

※ 土日祝日も提出（入力）できます。

平成30年12月29日から平成31年1月3日までの間は、年末年始のため提出（入力）できません。

○ **提出（入力）完了後は、学校の指示に従い、必要な書類を提出してください。**



未提出者は廃止!! 「給付奨学金継続願」が未提出のまま提出（入力）期間が過ぎると、継続する意思がないと判断され、給付奨学生としての資格を失います。

『給付奨学金継続願』入力準備用紙

「給付奨学金継続願」を提出(入力)する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1 / 6 画面

A-給付奨学金継続願について

「給付奨学金継続願」は、次年度の給付奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。この願出の記入内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が給付奨学金継続の可否等を判断します。願出を提出しても必ず継続して給付されるとは限りません。

B-誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

給付奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

平成 年 月 日 氏名(全角カナ) 姓(15文字以内) 名(15文字以内)
誓約日付は入力当日の日付を和暦で正しく入力してください。 生年月日(和暦) 年 月 日生 半角数字

正しく生年月日を入力してもエラーとなる場合は、学校に確認してください。

2 / 6 画面

C-あなたの個人情報

あなたの個人情報と給付明細が表示されますので、確認してください。

D-奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付奨学金の振込みを希望しますか。

給付奨学金の継続を希望します 給付奨学金の継続を希望しません

E-あなたの住所情報(住民票に記載されている住所)

あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。

住民票の住所、電話番号を変更しましたか。

はい いいえ

変更がある場合には、「住所を変更する」ボタンを押して変更後の住所を入力してください。

(表示される内容) あなたの住民票の住所、電話番号、携帯電話番号

住民票住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、変更がない項目も入力する必要があります。

「給付奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は、3月までの支給となり、4月以降は振り込まれません。 ※「希望しません」を選択すると、次の3/6の画面には進まず、入力内容確認画面が表示され、入力が終了します。

3 / 6 画面

F-給付奨学金の返還

交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している

交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

G-廃止や停止の処置

廃止や停止の処置について理解している

廃止や停止の処置について理解していない

学業不振により卒業延期が確定した場合や当年度の修得単位(科目数)が著しく少ない場合等は、「廃止」又は「停止」の処置がとられます。

給付奨学金は学業成績が著しく不振、停学等の学校処分により交付が打ち切られた場合には、返還の義務が生じる場合があります。

「承知してない」「理解していない」を選択すると、給付奨学生としてふさわしくないと判断され、次の画面に進むことができません。

4 / 6 画面

H-経済状況

社会的養護を必要とする人は、2. 3. 4. の記入(入力)は不要です。

1. 学生生活費の状況など、経済状況は給付奨学金申込時または前回の継続願提出時と比較して変わりましたか。あてはまるものを一つ選択してください。

(1) 好転した (2) ほぼ変わらない (3) 苦しくなった

2. 家計を支えている人(父母または父母に代わって家計を支えている人)の状況について選択してください。

(1) 家計を支えている人は2人です (2) 家計を支えている人は1人です

3. 現在、主として家計を支えている人(父、母、祖父、祖母など)の氏名等と家計状況(市区町村民税所得割額)等を記入、確認してください。表示内容に変更がある場合は、修正してください。(必須)

1) 主として家計を支えている人の氏名 姓 名
1) 漢字氏名(全角漢字)
カナ氏名(全角カナ)

2) 主として家計を支えている人の生年月日
2) 和暦 年 月 日生 半角数字

3) あなたとの続柄 3) 続柄

4) 1)~3)の内容に相違ありませんか 4) 相違ありません。

5) 市区町村民税所得割が非課税ですか 5) 非課税です 非課税ではありません

6) 市区町村民税所得割が非課税でない場合
6) 市区町村民税所得割額 円 半角数字
・平成30年度(平成29年分)の市区町村民税所得割額が確認できる証明書が必要になります。
・所得割額が0円の場合は「非課税です」を選択します(均等割が0円である必要はありません。)
・所得割額が0円でない(非課税でない)場合は、証明書に記載の金額を記入(入力)します。
(注)政令指定都市にお住まいの方は、政令指定都市以外の標準税率(税源移譲前)に基づく市民税所得割額を入力します。
・非課税の場合は記入(入力)は不要です。

提出書類について

社会的養護を必要とする人は、提出の必要はありません。

① 平成30年度（平成29年分）住民税（非）課税証明書

- ・ 家計を支えている人（父母ともにいる場合は両方）の証明書を準備してください。父母ともにいる場合は、無職無収入であっても必ず両方の証明書を準備してください。
- ・ 平成29年の所得に基づく平成30年度の市区町村民税の所得割額が分かる証明書が必要です。
 - ※ 家計を支えている人が政令指定都市にお住まいの場合
政令指定都市以外の標準税率（税源移譲前）に基づいた所得割額が記載された証明書をご用意ください。
<政令指定都市> 大阪市 名古屋 京都市 横浜市 神戸市 北九州市 札幌市 川崎市 福岡市 広島市 仙台市 千葉市 さいたま市 静岡市 堺市 新潟市 浜松市 岡山市 相模原市 熊本市

② 自宅外通学に関する証明書

- ・ 「自宅外月額」の支給を受けている人は、学校から自宅外通学の認定を受ける必要があります。
- ・ 必要な書類（※）について、事前に学校に確認してください。
- ※ 家計を支えている人（父母ともにいる場合は両方）の住民票及びあなたの住民票（または住所が確認できる公共料金の請求書）等。

適格認定とは

あなたが「給付奨学金継続願」を提出（入力）すると、学校は適格認定の3つの要素に基づいて、給付奨学金の継続の可否等を判断する「適格認定」を行います。

(1) 人物について	生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、修学の目的及び将来の展望を持っており、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。
(2) 学業について	修業年限で確実に卒業又は修了できる見込みがあること。
(3) 経済状況について	修学を継続するために引き続き給付奨学金の支給が必要と認められること。

給付奨学金の適格認定の区分（適格基準と処置） ※貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等	4月以降の奨学金
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校処分により退学、除籍、1ヶ月以上の停学になった者 ・ 学業不振により卒業延期が確定した者 ・ 当年度の修得単位（科目）数が著しく少ない者 ・ 経済的理由で「停止」となっていた者のうち家計支持者の市区町村民税所得割が課税対象となった者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給を取り止めます。（給付奨学生の資格を失います。） ・ 学校を通して「処置通知」を交付します。 ・ 学校処分による廃止のうち、退学、除籍、無期停学又は3ヶ月以上の停学による場合は、受給済みの給付奨学金の返還が必要です。 ・ 学業不振による廃止のうち、やむを得ない理由が認められない場合は、受給済みの給付奨学金の返還が必要です。 	<p>振り込まれません。</p> <p>日本学生支援機構からの「処置通知」が届くのは4月の振込日以降です。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください</p>
停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月未満の停学その他の処分を受けた者 ・ 学業不振の程度は廃止相当であるが、やむを得ない理由があり成業の見込みがある者 ・ 家計支持者の市区町村民税所得割が、2年連続課税対象となった場合又は所得割額が20万円を超える場合 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給を停止します。（1年以内で学校長が定める期間） ・ 学校を通して「処置通知」を交付します。 ・ 停止事由（学業不振等）がなくなったと認められた場合は、支給を再開することがあります。 	
警告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修得単位数が少ない者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給は継続します。 ・ 学校を通して「処置通知」を交付します。 ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。 	<p>振り込まれます。</p> <p>平成31年4月分の振込日は、</p>
継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「廃止」、「停止」、「警告」以外の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給を継続します。 	<p>4月19日(金)です。</p>